

# 陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 0 3 0	受 理 年 月 日	令 和 7 年 2 月 2 0 日
件 名	敬老乗車証制度の所得階層区分の見直し		
要 旨	<p>現行の敬老乗車証制度は負担金が重く、少なくとも一段階前に戻すべきと考えるが、現状困難なことを考えると、少なくとも階層区分の変更を求めるものである。すなわち、400万円以上700万円未満を一くくりにするのではなく、550万円で区切るべきと考える。</p> <p>その理由として、当初、引上げの階層区分を介護保険料の階層区分を参考にしたことを考えれば、介護保険料の階層区分について令和6年度から400万円以上700万円未満を550万円で区切り2階層区分に改正されたことによるものである。</p> <p>については、敬老乗車証制度の階層区分及び負担金について、400万円以上550万円未満は3万5,000円、550万円以上700万円未満は4万5,000円と2区分に改正することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		